

議員提案第51号

生活保護にかかわる経費の全額国庫負担を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年3月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

五十嵐完二

小山哲夫

加藤大弥

南まゆみ

本 凶 良 雄

小 山 進

渡 辺 仁

生活保護にかかわる経費の全額国庫負担を求める意見書

格差と貧困が広がる中、生活保護受給者は210万人を超え、過去最大を更新しています。そもそも、生活保護受給者が増加しているのは、長引く不況と非正規雇用の蔓延によりワーキングプアがふえていること、雇用保険のカバー率が低いなど失業時の所得保障制度が脆弱であること、高齢化が進んでいるのに最低生活保障としての年金制度が確立していないことなどに起因しています。このように雇用や社会保障制度が生活保障の役割を果たしていない中、生活保護制度は、最後のセーフティネットとして一手に生活困窮者の生活を下支えしており、この制度の利用によって210万人を超える人々の命が支えられているといえます。

一方、生活保護の不正受給が増加傾向にあります。言うまでもなく、生活保護の不正受給は違法であり、許されることではありません。不正受給の多くが稼働収入等の未報告であることから、内容の調査をしっかりと行い、しかるべき対応がなされるべきです。

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障を具体化し、最後のセーフティネットとして、我が国で暮らす全ての人の健康で文化的な生活を保障する極めて重要な制度です。残念ながら、今でも餓死や孤立死が相次いでいる中、こうした生活保護制度の役割は否定できません。しかし、現在の生活保護費の負担率は国が4分の3、地方公共団体が4分の1となっており、生活保護費の負担が地方公共団体の財政に重くのしかかっています。

本来、生活保護制度は、国民の最低限度の生活保障というナショナルミニマムとして、国の責任において実施すべきものであることから、その経費については、職員の人件費を含め全額国において負担すべきものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月22日

新潟市議会議長

藤田 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて